

(表示等)

第15条 施設管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定めるところにより、当該各号に定める表示をしなければならない。

- (1) 第1種施設及び禁煙の措置を講じた第2種施設 当該公共的施設の入り口に、当該公共的施設における公共的空間の全部が喫煙禁止区域である旨
- (2) 分煙の措置を講じた第2種施設 当該第2種施設の入りに、当該第2種施設における公共的空間の一部が喫煙禁止区域である旨
- (3) 喫煙区域 当該喫煙区域の入りに、喫煙区域である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨
- (4) 喫煙所 当該喫煙所の入りに、喫煙所である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨
- (5) 第20条第1項第1号の規定による認定を受けた第2種施設 当該第2種施設の入りに、特定の者以外の者及び未成年者の立入りを禁止する旨
- (6) 第20条第1項第2号の規定による認定を受けた第1種施設 当該第1種施設の入りに、たばこ又は喫煙具の販売を目的とする喫煙が許されている旨及び未成年者の立入りを禁止する旨

2 前項の規定によるもののほか、施設管理者は、第9条第1項又は第2項の規定により講じた措置について、その管理する公共的施設の利用者に周知させるよう努めるものとする。

「施行規則」

(表示)

第5条 条例第15条第1項各号に掲げる表示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第15条第1項第1号の表示 第3号様式
- (2) 条例第15条第1項第2号の表示 第4号様式
- (3) 条例第15条第1項第3号の表示 第5号様式
- (4) 条例第15条第1項第4号の表示 第6号様式
- (5) 条例第15条第1項第5号の表示 第7号様式
- (6) 条例第15条第1項第6号の表示 第8号様式

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に施設管理者が第5条各号に定める様式に準ずる表示を行っている場合における当該表示は、当分の間、同条の規定による表示とみなす。

【趣旨】

本条の規定は、公共的施設の利用者が、自らの意思で受動喫煙を避けることができるよう、その選択に資するため、施設管理者に対して、施設内の公共的空間におけるたばこの煙の環境に関する表示を施設の入りに掲げ、喫煙環境には未成年者は立ち入ることができない旨を表示することを義務付けるとともに、利用しようとする者がそうした情報に容易にアクセスできるよう周知を行う努力義務を課すことでその保護の徹底を図ろうとするものである。

【解説】

第9条第1項及び第2項の規定によって、受動喫煙を避けることができる環境が整備されたとしても、日常生活や社会生活を営むすべての環境からたばこの煙が取り除かれるわけではないので、受動喫煙を防止したいと考えている公共的施設の利用者は、自らの意思で、たばこの煙を回避する行動をとらなければならないこととなる。また、未成年者あつては、受動喫煙の健康リスクについて適切な判断を必ずしも期待することができず、それ故、たばこの煙を回避するための正しい行動をとることも難しい。

このため、本条では、公共的施設の利用者が、自らの意思で受動喫煙を避けることができる環

境を整備する一環として、施設管理者に対して、たばこの煙の環境に関する表示を施設の入り口に掲げることが義務付けるとともに、未成年者を受動喫煙の健康リスクから保護するための未成年者の立入りの制限の規制（第13条）を実効のあるものとするため、その旨の表示をすることも施設管理者に義務付けたものである。

表示は、建物の入り口付近の見やすい位置に掲示し、複数の入り口がある場合は、そのすべての入り口に表示を行う必要がある。（ただし、従業員専用の入り口は除く。）

なお、複数の公共的施設が入居するテナントビルにおいては、建物入口に「禁煙」の表示があれば、建物内の第1種施設には、改めて「禁煙」の表示は必要ない。また、第2種施設及び特例第2種施設のすべてが禁煙としている場合にも、それぞれの店舗に表示する必要はない。

これに対し、当該テナントビルに1店舗でも分煙（第2種施設）あるいは喫煙可能（特例第2種施設）な店舗が存する場合には、すべての第2種施設の入口付近の見やすい位置に「禁煙」か「分煙」かの表示が必要となる。

また、条例施行の際、現に規則に準ずる表示が貼られている場合は、施行後も当分の間、条例に定める表示とみなす（規則附則第2項）。ただし、平成22年4月1日以降の新規出店の場合は、規則に定める表示が必要となる。

ちなみに、このように立入制限に関する表示を義務付けた法令には、風営法第18条がある。

なお、本条に違反した施設管理者は、指導・勧告の対象となり（第17条）、この勧告に従わない場合は、その違反事実等の公表及び命令の対象となり（第18条及び第19条）、さらに、この命令に従わない場合は、罰則（5万円以下の過料）が適用されることとなる。（第23条第1項第2号）

1 禁煙施設である旨の表示（第1号）

公共的施設における公共的空間のすべてを禁煙とした施設管理者（第1種施設の施設管理者や禁煙を選択した第2種施設の施設管理者）は、当該公共的施設の入りに口付近の見やすい位置に、規則で定める第3号様式により、禁煙の標識を掲げなければならない。

2 分煙施設である旨の表示（第2号）

公共的施設における公共的空間に分煙の措置を講じた第2種施設の施設管理者は、当該公共的施設の入りに口付近の見やすい位置に、規則で定める第4号様式により、分煙の標識を掲げなければならない。

3 喫煙区域である旨の表示（第3号）

公共的施設における公共的空間に分煙の措置を講じた第2種施設の施設管理者は、当該公共的施設の喫煙区域の入りに口付近の見やすい位置に、規則で定める第5号様式により、喫煙区域である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨の標識を掲げなければならない。

4 喫煙所の表示（第4号）

公共的施設内に喫煙所を設置した施設管理者は、当該喫煙所の入りに口付近の見やすい位置に、規則で定める第6号様式により、喫煙所である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨の標識を掲げなければならない。

5 適用除外認定施設における表示（第5号）

適用除外認定施設（第20条第1項第1号の解説を参照のこと。）は、当該公共的施設の入りに口付近の見やすい位置に、規則で定める第7号様式により、特定の者以外の者及び未成年者の立入りを禁止する旨の標識を掲げなければならない。

6 適用除外認定施設における表示（第6号）

適用除外認定施設（第20条第1項第2号の解説を参照のこと。）は、当該公共的施設の入りに口付近の見やすい位置に、規則で定める第8号様式により、未成年者の立入りを禁止する旨の標識を掲げなければならない。

7 施設管理者による利用者への周知（第2項）

公共的施設の利用者が、受動喫煙を避ける選択をするためには、第1項各号に掲げる表示が効

果的であるが、その情報に事前にアクセスすることができれば、利用者の選択の幅が広がり、本条の趣旨を更に徹底することができる。

このため、本項では、施設管理者に対し、当該施設のたばこの煙の環境を利用者に周知させるための努力義務を課すこととしたものであるが、これは、自らの施設の広告等（ホームページや雑誌の掲載）をする際に、禁煙又は分煙の措置状況について記載することを求めるものであって、新たに周知のための手段をとることまでを求めるものではないことに留意する。